

平成 28 年 9 月 21 日

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会における JT 意見陳述

日本たばこ産業株式会社
執行役員 たばこ事業本部
渉外企画室長 福地 淳一

本条例の見直し検討に当たり、以下のとおり意見を陳述させていただきます。

【条例の改正是非について】

事業者に新たな対策や対応を求める改正は行わず、現行条例の着実な運用を要望します。

<理由>

- ・先般実施された県民アンケートにおいて、県民・施設管理者とも「条例の着実な運用」を求める声が前回調査よりも増加。
- ・条例施行後、神奈川県下において、様々な業態の施設管理者の方に約 600 件の分煙コンサルティング活動を実施。JT への施設管理者からのコンサル依頼も増加傾向。
- ・分煙コンサルティング活動を通じて、神奈川条例の認知は着実に進んでいる。
- ・ただし、第 2 種施設と特例第 2 種施設の施設管理者の対策は着実に進展しているものの、まだ途上の段階であり継続的な取組みが必要と認識。
- ・条例内容の変更による施設管理者の混乱を避け、現行内容の更なる理解浸透と対応が完了した施設の安定した施設運用の継続が重要と思慮。

<参考資料>

参考資料①：分煙コンサルティング実績

参考資料②：分煙ハンドブック

上記を踏まえ、現行条例の実効性を高めるため、また条例の着実な運用を補完するため、事業者の負担増とならない範囲で以下の要望についてご検討をお願いいたします。

【店頭表示の推進】

実態に応じた店頭表示の推進策の検討を要望します。

<理由>

- ・喫煙環境の店頭表示は、施設利用者が意図しない煙の暴露を避ける有効な受動喫煙防止対策と認識。
- ・施設利用者も多くの方が店頭表示に賛成し、施設選択の重要な情報と認識。
- ・店頭表示は分煙施設のような設備投資を必要とせず、多くの施設で現実的な対策。

- ・しかしながら、弊社独自調査によると、横浜市中区・西区の繁華街エリアにおける、飲食店での喫煙環境の店頭表示率は約 20%にとどまっている。
未貼付の多くは特例第二種施設と想定。
- ・条例で明示されている店頭表示は県が指定する「禁煙」と「分煙」のみで、「喫煙可」の表示は無く、「禁煙」「分煙」についても施設独自の表示は認められていない状況。
- ・喫煙可も含めた多言語表示（英語・中国語・韓国語）の要望は施設管理者から多数あり。
- ・近隣の東京都や千葉県、神奈川県と同じく条例を施行されている兵庫県、世界的な観光都市である京都府等においては、喫煙可も含めた店頭表示を積極的に推進・サポートしている。

<参考資料>

参考資料③：飲食店利用者への喫煙環境の店頭表示調査（近代食堂 2016 年 8 月号）

参考資料④：横浜市中区・西区飲食店への喫煙環境の店頭表示調査（JT 調べ）

参考資料⑤：外国人向け喫煙環境整備に向けた調査（日経リサーチ調べ）

参考資料⑥：各都道府県における店頭表示の取り組み

【財政上の支援】

実効性の高い財政上の支援を要望します。

<理由>

- ・前述の通り、条例で求められる対策はまだ途上の段階。
- ・その大きな要因の一つが、分煙施設導入により発生する多大なコスト。
- ・資金的な問題で対策を断念・躊躇されている事業者も多数存在。
- ・神奈川県においては利子補填の制度を導入されているものの、実質的なコスト支援にはなっておらず、機能していない制度と認識。
- ・分煙設備への援助は厚生労働省においても助成金の活用を積極的に推進。
- ・兵庫県においても必要な財政上の措置を講じると条例に明記され、施行の段階で助成金制度を創設。
- ・神奈川県においては、全国よりも厳しい受動喫煙防止対策が施設管理者に求められており、当然、施設管理者のコスト軽減に資する財政上の支援が必要

<参考資料>

参考資料⑦：改正労働安全衛生法、厚生労働省受動喫煙防止対策助成金

参考資料⑧：兵庫県受動喫煙防止等に関する条例

参考資料⑨：東京都外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金事業

以上